

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月1日から47年1月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を46年8月1日、資格喪失日に係る記録を47年1月26日とし、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月1日から47年4月1日まで
高校を卒業後の昭和46年4月から47年3月末まで、株式会社Aに勤務した。

最初の3か月間程度は見習いであったが、その後、厚生年金保険料が控除されていることを給与明細書で見ていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和46年6月1日取得から47年1月25日離職まで）及び複数の同僚の証言から、申立人が、昭和46年4月から雇用保険の離職日までの期間において、株式会社Aに正社員として勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aにおいて、昭和46年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚8人が確認でき、このうち6人については雇用保険の取得日が申立人と同日であることが確認できる。

さらに前述の同僚6人のうち、3人は昭和46年4月から勤務していたと回答していることから、申立人についても、これらの同僚と同様に厚生年金保険に加入させる取扱いであったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人は、申立期間のうち昭和46年8月1日から47年1月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、株式会社Aにおいて昭和46年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは「申立人は、短時間労働であった。」と回答しているものの、同社にはこの回答を裏付ける勤務表等の資料は残っていないことから不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年8月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年1月26日から同年4月1日までの期間については、連絡の取れた同僚等からは、申立人の勤務実態に係る証言は得られておらず、このほか、申立人が株式会社Aに勤務し、同社において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案502（事案237の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月から30年5月まで
② 昭和30年6月から31年7月まで
③ 昭和31年8月から32年6月まで

申立期間①においてはA株式会社B営業所、申立期間②においては同社C事業所、申立期間③においてはD株式会社に勤務していた。当時の同僚についても記憶しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、すべての申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、i) 同僚等の証言から、申立人が、当該期間においてA株式会社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人の実際の勤務期間を確認できる証言等は得られなかったこと、ii) 申立人は、申立期間①においては「E事業所」、申立期間②においては「F事業所」に所属し、当該所属元の保有する車両を用いてA株式会社で勤務していたと述べているところ、当該期間に同社において厚生年金保険の加入記録の存在する元従業員及び申立人が記憶していた同僚の証言によれば、同社では、自家用トラックを保有する車主が集まり「A株式会社」の名義で業務を行っており、それぞれの車主が厚生年金保険への加入を判断していたものと考えられること、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、「E事業所」の車主（故人）、「F事業所」の車主、及び申立人が同僚として記憶していた者14人のうち12人にA株式会社における厚生年金保険の加入記録は確認できず、加入記録の存在する同僚二人は、申立人とは異なった車主に所属していた旨を回答していること等により、申立期間③については、i) 元従業員の証言から、申立人が申立期間においてD株式会社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人の実際の勤務期間を確認できる証言等は得られなかったこと、ii) 連絡の取れた元事務員は、申立期間当時の従業員数について、少な

くとも36人程度である旨証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間における厚生年金保険被保険者数は、最多でも25人であること、iii) 申立人と同じ業種であった者で、入社時期に係る証言を得ることのできた元従業員4人については、入社時から相当期間（平均で約1年3か月、最長で2年2か月）を経過した後に厚生年金保険に加入したものと考えられ、申立人の主張する勤務期間が約11か月であることを踏まえると、事業主は、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月31日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人からは、今回の申立てにおいて年金記録の訂正につながる新たな資料の提出や証言等はなく、申立人は、新聞等の報道で、大臣と一緒に働いていた同僚が厚生年金保険に加入していれば記録を認めると言っており、一緒に働いていた同僚に厚生年金保険の加入記録がある者が何人かいる。年金記録回復促進法案に関する報道記事では、本人の申立てだけで記録訂正することが可能になるとされていることから、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めるべき旨の主張をしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 1 日から 61 年 8 月 1 日まで

A株式会社で採用になり、B市にあった株式会社Cで契約社員として勤務していた。年金手帳をD市にあった営業所に送った記憶があり、給与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、一緒に勤務していたとする同僚には、申立期間においてA株式会社での厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人には、A株式会社における雇用保険の加入記録が確認できない上、同社の人事担当者は、「給与計算や社会保険手続は、本社において一括で行っており、当社が保管している社会保険等の加入者に係る台帳（厚生年金保険等の加入者のほか、雇用保険のみの加入記録となっている者を含む。）には、申立人の氏名の記載は無い。当該台帳に記録されていない者の給与から保険料控除はしていなかった。」と証言している。

また、A株式会社E営業所の事務担当者からは、「厚生年金保険に必ず加入していたのは、正社員だけだったと思う。」との証言がある上、当時の採用面接の担当者も「正社員は社会保険に加入したが、正社員以外で採用された者については区々で、加入したくないという場合は加入していない人もいたと思う。」と証言していることから、同社においては、社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、申立期間において、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難く、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで
夏期間は農業に従事し、冬期間はA市の臨時職員として昭和 47 年から現在まで下水処理場において勤務している。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 47 年から毎年冬期間においてA市の下水処理場で勤務していたと主張しているが、申立期間について雇用保険の加入記録は無く、A市役所には当時の人事記録等の資料も残っていないことから、申立人の申立期間における勤務の事実は確認できない。

また、申立人は臨時職員であったとしているところ、A市役所では、「臨時職員（嘱託職員を含む。）については、雇用保険のみの加入は考えられるが、厚生年金保険のみの加入は考えられない。」と回答している。

さらに、申立人と同時期にA市役所において、臨時職員等として採用されたと考えられる複数の者についても雇用保険の加入記録と厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日が一致していることから、雇用保険の加入記録が無い申立人が厚生年金保険だけに加入していたとは考え難い。

加えて、申立人は、当時の同僚として数人の名前を挙げているが、名字のみしか記憶していないことから、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできず、このほか、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる証言及び関連資料等は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。